

愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会公印規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成30年3月28日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県心身障害者コロニー条例の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

愛知県心身障害者コロニー条例(昭和44年愛知県条例第8号)の廃止に伴うもの。

2 改正内容

愛知県心身障害者コロニー条例に定める愛知県立春日台特別支援学校に係る規定を削除する。

3 施行期日

平成31年3月1日

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会公印規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「愛知県心身障害者コロニー条例（昭和四十四年愛知県条例第八号）に定める愛知県立春日台特別支援学校並びに」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

愛知県教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

新

(公印の種類)

第二条 この規則において「公印」とは、次に掲げるものをいう。

一 略

六 愛知県立学校条例(昭和三十九年愛知県条例第二十五号)に定める学校

及び校長の印

七 略

旧

(公印の種類)

第二条 同上

一 略

六 愛知県立学校条例(昭和三十九年愛知県条例第二十五号)に定める学校

及び愛知県心身障害者コロニー条例(昭和四十四年愛知県条例第八号)に

定める愛知県立春日台特別支援学校並びに校長の印

七 略